

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部施設管理課 No.001

処 分 名	給水装置の基準違反に対する処置
処 分 の 概 要	給水契約の申込み拒否や給水停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 第 35 条第 1 項及び第 2 項
処 分 基 準	<p>給水装置に使われている材料の構造及び材質が水道法施行令第 5 条に適合していないとき、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水停止を行うことができます。</p> <p>給水装置が指定給水装置工事事業者が施行したものでないとき、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水停止を行うことができます。</p> <p>ただし、厚生労働省に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置がその基準に適合していると確認したときはこの限りではありません。</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市水道事業給水条例

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし法第16条の2第3項の厚生労働省令に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。